

○ブロック警察署運営要領について（通達）

平成11年3月4日

熊警甲第748号警察本部長

この度、ブロック警察署間の組織運営の効率化と警察活動の協力応援体制の確立を図るため、別添のとおりブロック警察署運営要領を制定し、平成11年4月1日から実施することとしたので、効果的運用に努められたい。

なお、ブロック警察署長会議運営要領の改正について（昭和59年3月15日付け熊警第425号例規）は、廃止する。

別添

ブロック警察署運営要領

第1 趣旨

この要領は、県下の警察署をブロック編成することにより、ブロック内の各警察署が相互に協力する体制を確立し、警察運営の効率化と地域における警察活動の円滑化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 ブロックの編成

ブロックの編成は、次表のとおりとし、各ブロックごとにブロック長を置くものとする。

ブロック名	ブロック編成警察署	署数	ブロック長
熊本ブロック	熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志	4	熊本中央警察署長
城北ブロック	玉名、荒尾、山鹿	3	玉名警察署長
菊阿ブロック	菊池、大津、小国、阿蘇、高森	5	大津警察署長
宇城ブロック	御船、山都、宇城	3	宇城警察署長
城南ブロック	八代、芦北、水俣、人吉、多良木	5	八代警察署長
天草ブロック	天草、上天草、牛深	3	天草警察署長

第3 ブロック警察署長会議

1 会議の開催

ブロック警察署長会議（以下「会議」という。）は、ブロック長が主宰して開催する。

2 部課長等の出席

ブロック長は、必要に応じて、警察本部の部長、参事官又は所属長に会議への出席を求めることができる。

3 報告

ブロック長は、会議の結果を警察本部長に報告するものとする。

第4 ブロック警察署間の相互協力

1 相互協力の基本原則

ブロック内の警察署間においては、警察活動を円滑かつ効率的に行うため、次の事項について相互に協力するものとする。

- (1) 事件・事故が発生した場合の初動対応
- (2) 災害が発生した場合の初動対応
- (3) 警察署の管轄区域の境界付近において発生した事案の初動対応
- (4) ブロック内の複数の警察署の管内において発生し、又は発生するおそれのある事件・事故で、相互に関連性が認められるものへの対応
- (5) 警ら用無線自動車の相互乗り入れ
- (6) 共同で実施する必要がある交通指導取締り及び警備実施
- (7) その他ブロック内の警察署間における相互協力が必要と認められる事項

2 相互協力の要領

- (1) 相互協力は、ブロック内の警察署間における協議により行うものとする。この場合において、協議が調わないときその他必要があると認められるときは、警務部長又は警察本部の業務主管部長が調整を行うことができる。

- (2) 警察署長は、相互協力において、ブロック内の他の警察署長に対して職員の派遣、装備資機材の貸出しその他必要な措置を要請することができる。
- (3) (2)の要請を受けた警察署長は、署情に応じて、当該要請に基づく措置を講ずるものとする。
- (4) (2)の要請に基づき派遣された職員は、派遣先の警察署長の指揮を受けるものとする。

第5 ブロック内の各警察署の連携

ブロック内の警察署は、術科大会等各種行事を共同して実施するものとする。